装技振第１３４０８号
令和５年７月２７日

長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官　殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

防衛省規格の制定等に関する実施要領について（通知）

標記について、装備品等標準化実施細則の制定について（防装管第４９５５号。７．９．２９）第１９条の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和５年８月１日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

別紙

# 防衛省規格の制定等に関する実施要領

（適用）

第１条　防衛省規格の制定等（改正及び廃止を含む。以下同じ。）の実施については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（用語）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　標準化訓令　装備品等の標準化に関する訓令（昭和４３年防衛庁訓令第３３号）をいう。

⑵　標準化実施細則　装備品等標準化実施細則の制定について（防装管第４９５５号。７．９．２９）をいう。

⑶　規格　標準化訓令第１９条第１項に規定する防衛省規格をいう。

⑷　規格原案　標準化訓令第１９条第２項に規定する防衛省規格の原案をいう。

⑸　年度標準化計画　標準化訓令第２０条の３に規定する年度標準化計画をいう。

⑹　年度業務計画　装備品等の研究開発に関する訓令（平成２７年防衛省訓令３７号）第１１条に規定する年度業務計画をいう。

⑺　研究開発計画実施主体　防衛装備庁における装備品等研究開発実施要領について（装技計第１１６５９号。令和５年６月２９日）第２第２号に定める研究開発計画実施主体をいう。

⑻　研究所長　航空装備研究所長、陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長及び次世代装備研究所長をいう。

（規格委員会の設置）

第３条　規格原案の案について審議するため、防衛装備庁に規格委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第４条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

⑴　規格原案の案の内容（技術的事項を含む。）に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること。

（委員会の構成等）

第５条　委員会は、委員長及び委員長の指名する委員をもって構成する。

２　委員長は、技術戦略部長をもって充てる。

３　委員長は、会議を主宰する。
４　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（規格原案の案の作成及び送付）

第６条　研究所長は、年度業務計画に基づき、規格原案の案を作成し、標準化実施細則第１４条に定める防衛省規格概要書を添付のうえ、委員長に送付するものとする。
２　研究所長は、前項の規格原案の案の作成に際し、他の研究開発計画実施主体の長に協力を求めることができる。
３　第１項の規格原案の案及び防衛省規格概要書の記載要領については、技術戦略部長が定める。

（規格原案の案の審議）

第７条　委員長は、前条第１項に基づき送付された規格原案の案について委員会の審議に付すものとする。
２　委員長は、委員会の審議の結果を付して、関係のある幕僚長等との協議に付す規格原案の案を、防衛装備庁長官に報告するものとする。

（規格原案の協議）

第８条　標準化訓令第１９条第２項に規定される関係のある幕僚長等との協議においては、前条第２項の規格原案の案に加え、委員会の審議の結果を付すものとする。
２　防衛装備庁長官は、前項の協議の結果を受け、規格原案を作成する。この際、必要に応じて委員会にて再度審議させることができる。

（規格の改正等）

第９条　規格の改正又は廃止の場合は、第６条から前条までの規定を準用する。ただし、廃止の場合は、第６条第１項及び第３項に規定する防衛省規格概要書を、標準化実施細則第１４条に定める防衛省規格廃止理由書に読み替えるものとする。
２　前項において、規格原案の案が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、第７条第１項の規定を準用した審議を省略できるものとする。また、審議を省略した場合は、第７条第２項及び前条第１項に規定する委員会の審議の結果を、委員会の審議を省略した理由に読み替えるものとする。
⑴　年度標準化計画に計上されており、既に関係のある研究開発計画実施主体の長と書面により調整されている、規格の内容に影響を与えない軽微な改正又は規格の廃止に関するとき。
⑵　関係する法律及び政令の改正に基づく、規格の内容に影響を与えない計量単位及び固有名詞の改正に関するとき。

３　規格の改正において、前項の各号に掲げる事項に該当する場合は、標準化実施細則別紙に規定される防衛省規格改正票によることができる。

（委任規定）

第１０条　この要領に定めるもののほか、防衛省規格の制定等に関し必要な事項は、技術戦略部長が定める。